

大学における合理的配慮のための学生助言者の活用 — 広島大学の事例から —

坂本 晶子¹⁾, 山本 幹雄¹⁾, 山崎 恵里¹⁾, 新本万里子¹⁾

キーワード：アクセシビリティ, 合理的配慮, 学生チューター

Accessibility tutors for reasonable accommodation at university
— the case of Hiroshima University —

Akiko Sakamoto¹⁾, Mikio Yamamoto¹⁾, Eri Yamasaki¹⁾, Mariko Shinmoto¹⁾

Key words: Accessibility, Reasonable Accommodation, Accessibility tutor

I. はじめに

2016年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行^{1,2)}、2021年の法改正により、全国の大学等における支援体制の整備および合理的配慮提供の実施が進みつつある。一方、独立行政法人日本学生支援機構が、2005年度から全国の大学、短期大学及び高等専門学校に対して実施している「障害のある学生の修学支援に関する実態調査³⁾」（以下、実態調査）によると、2020年度の大学等における障害学生の在籍数は31,689人であり、支援障害学生の在籍数は17,000人である。ここで、障害学生とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生または健康診断等において障害があることが明らかになった学生、支援障害学生とは、学校に支援の申し出があり、それに対して学校が何らかの支援を行なっている障害学生と定義されている³⁾。

全国の大学における障害学生数、支援障害学生

数は調査開始以来年々増加しているが、2020年度は、障害学生数が2006年度の調査開始以降初めて減少に転じた。実態調査における障害学生数は、大学が把握し報告している障害学生数である。コロナ禍で多くの授業がオンライン授業に移行したことにより、学生が大学に通学する機会が減り、大学側が障害学生の在籍状況を把握しにくかったことが減少の背景にあったものと考えられる⁴⁾。その一方で支援障害学生数は2020年度も増加している。支援障害学生数は、実際に大学が何らかの支援を行っている学生の数であり、支援体制の整備を含め、より実態を反映していると思われる。2020年度の支援障害学生数の増加要因として、コロナ禍前から続く支援障害学生数の増加傾向が続いていることに加え、オンライン授業の実施等により新たな支援ニーズが発生した可能性も指摘されている⁴⁾。

広島大学においても支援障害学生数は増加の一途をたどっており、2020年度は増加傾向が若干緩やかになったが、原則対面授業となった2021年度

1) 広島大学アクセシビリティセンター

1) Accessibility Center, Hiroshima University

は再び支援障害学生の増加が顕著となってきている。特に、「情報整理」や「スケジュール管理」、「見通しを立てて計画的に対処・行動すること」、「考えをまとめて言葉にすること」、「重要な情報を入力・確認する事」、等のスキルに関する困難さがあり、情報面や学習面での助言・支援を必要とする学生の支援需要が増えている。このような学習面に係る困難さに対する支援需要においては、カリキュラムや授業内容に関する知識・経験や学術的な専門知識を要する内容も含まれることが少なくない。学術的な専門知識を要する内容については、無論、関係教職員による配慮・助言がなされているが、関係教職員による配慮・助言のみでは修学状況や学習面での改善が見られないケースも少なくない。一般の学生はどのようなリソースにアクセスし情報面・学習面での問題に対処しているのかについて考えると、気軽に相談することができる友人や先輩の存在が浮かび上がってくる。コロナ禍以前は友人や先輩に相談できて、社会的障壁の所在が顕わにならなかった学生がコロナ禍

でリモート授業が中心となる中、相談機会が減り修学上の支障が顕著となったケースもあった。

このような背景の中、広島大学アクセシビリティセンターでは、学習面や修学面での助言ができる学生を学生助言者として雇用する、学生チューター制度を運用し、障害学生に対する学習支援・情報支援を行っている。本稿では、広島大学の事例をもとに障害学生支援の現状について整理し、今後も需要の増加が予想される「合理的配慮のための助言者」について議論し、広島大学で運用している学生チューター制度の可能性について報告する。

II. 大学における障害学生支援

1 支援障害学生と合理的配慮需要の現状

まず、大学における障害学生や合理的配慮需要の現状について、最近5年間の実態調査³⁾、および広島大学の支援状況をもとに整理する。

図1に、全国の大学における障害種別支援障害学生数の推移を示す。支援障害学生全体数を棒グラフ

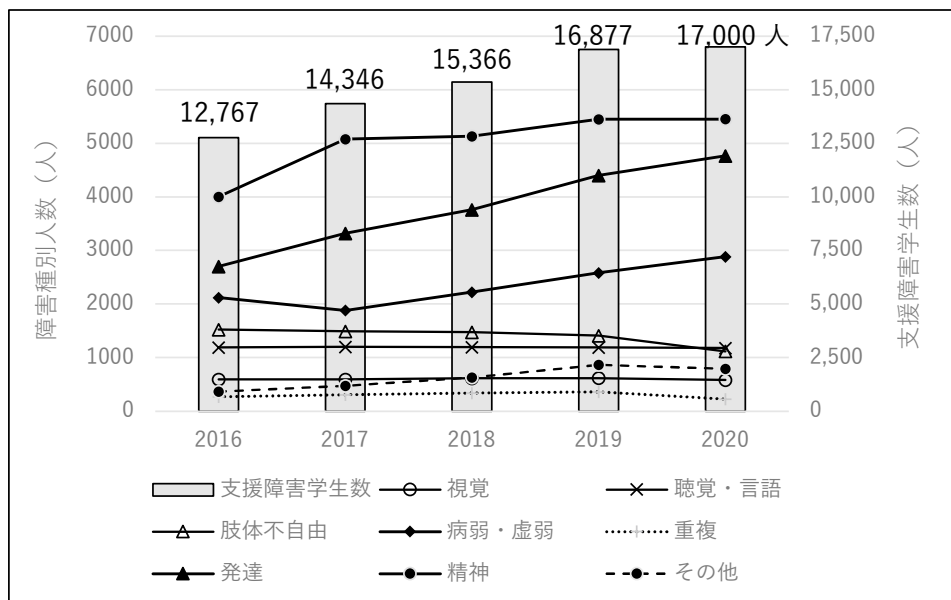


図1：大学における支援障害学生数の推移

(独立行政法人日本学生支援機構：大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書より著者作成)

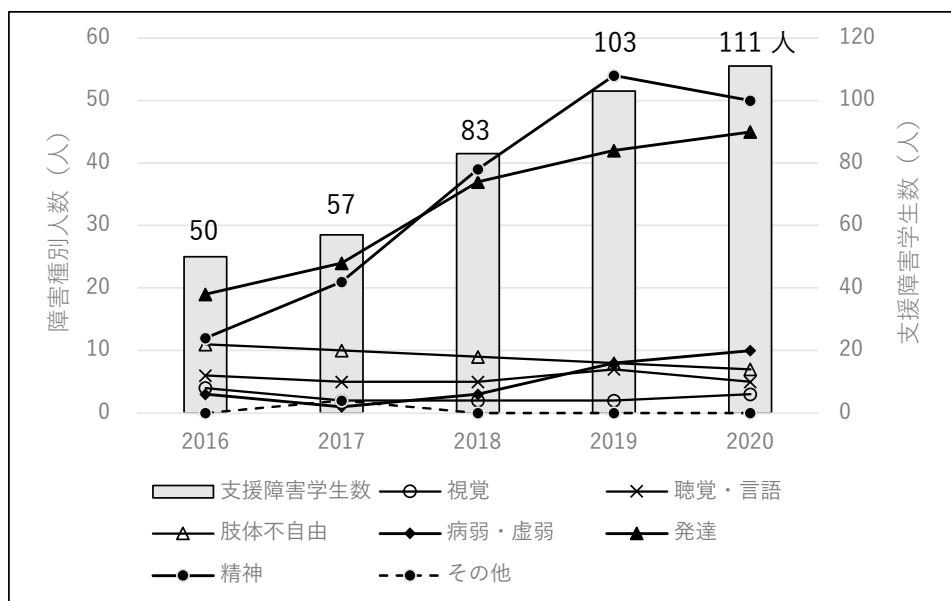


図2：広島大学における支援障害学生数の推移

ラフで、障害種別の人数を折れ線グラフで表す。図1より、大学における支援障害学生数は年々増加していることが分かる。中でも、発達障害、精神障害、病弱・虚弱のいわゆる潜在型支援需要のある学生数の増加が顕著であり、このことは今なお潜在的に大きな支援需要があることをうかがわせる。一方、視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由等の所謂従来型の支援需要は大きく変化はしておらず、特に重度の障害のある学生数は極めて少なく、全国で支援体制整備が進んでいる現状においても、重度の視覚・聴覚の障害や重度の肢体不自由がある学生を支援した経験のある大学は限定的であると考えられる。

図2に、広島大学における障害種別支援障害学生数の推移を示す。広島大学においても、全国的な状況と同様に支援障害学生数は年々増加しており、特に、発達障害、精神障害の学生の増加は広島大学の方が顕著である。また、広島大学の場合は、病弱・虚弱の支援障害学生が全体に占める割合は全国と比べると低いが、最近3年間（2018-2020年度）は全国データと同様に増加傾向を示している。視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由

については人数が少ないためばらつきがあるが、概ね数名から10名程度であり、顕著な増減は見られないのは全国のデータと同様である。

2020年度の実態調査において、支援障害学生に対して実施されている授業支援は、「配慮依頼文書の送付」が実施校数577校中430校と最も多く、続いて「教室内座席配慮」が401校、「出席に関する配慮」が382校であった³⁾。また、顕著に増加する発達障害及び精神障害の学生に対して実施されている支援は、多い順に「配慮依頼文書の送付」「出席に関する配慮」「授業内容の代替、提出期限延長等」となっており、授業担当教員等の配慮や調整による支援が多く実施されており、個別性の高い支援であることが指摘されている。

一方、関係教職員以外の支援者（以下、特別な支援者）が行う場合が多い支援としては、授業支援（代筆、筆記通訳等）、教材加工（点訳、音声教材への字幕付与、資料の電子データ化等）、助言・補助（実験の補助、修学上の助言等）、介助（ガイドヘルプ等）などがあげられる。筆記通訳やガイドヘルプは、支援に関する知識や技術が必要であること、点訳や資料の電子データ化、音声教材

への字幕付与等の支援は多くの支援者を必要とすることなどから、関係教職員のみでは対応が難しい。年度により支援需要が大きく揺らぐ「特別な支援者」を恒常的に確保する事は多くの大学にとって容易ではなく、特に規模の小さい大学では過重な負担となりやすい支援需要であると考えられる。広島大学では、2006年度から継続してアクセシビリティリーダー（以下、AL）の育成に積極的に取り組んできており、1級・2級のAL資格を取得している学生を、学生サポーターとして雇用し支援を行なっているため、多様性理解や支援技術に長けた学生サポーターを安定的に確保することができている⁵⁻⁷⁾。

しかしながら、情報面や学習面の助言・支援においては、カリキュラムや授業内容に関する知識・経験や学術的な専門知識を要する内容も含まれており、アカデミックスキルに長けた助言者・補助者が必要となる。「アカデミックスキルに長けた特別な支援者」による支援は大きな潜在需要があり増大傾向にあると指摘されている⁸⁾。

広島大学では、対象となる障害学生の在籍している学部・研究科から推薦されるアカデミックスキルに長けた学生を助言者として雇用し支援にあたる、「学生チューター制度」を運用している⁶⁾。助言者としての学生チューターに対しては、多様性理解や支援技術に関する要件は課していないが、アクセシビリティセンターから学部・研究科に推薦を打診する際には、職務内容と学生チューターの人物像について説明し、採用の際は2級AL資格の事後取得を推奨している。学生チューターの多様性対応力や支援スキルの面で不足する部分については、必要に応じてアクセシビリティセンターの支援コーディネーター（職員）が介入

し補佐している。学生チューター制度は障害種によらず様々な場面での活用が期待されるが、特に最近では、発達障害・精神障害のある学生を対象とした、専門科目や研究室での専門的な情報提供、指導教員など関係教員との連携、学習の際の助言などで、助言者の配置が有効であるケースが増えている。

2. COVID-19パンデミックによる配慮需要の変化

新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年度以降、大学の授業のオンライン化が急速に進んだ。大学で開講される多くの授業が、短期間にオンラインでの実施に変化したことは、障害学生の修学環境にも大きく影響を与えた^{9,10)}。オンラインで実施されることで授業に参加しやすくなるケースがある一方、オンライン化によって受講が困難になるケースもあることが報告されている¹¹⁻¹⁴⁾。

授業のオンライン化により軽減・解消または潜在化した受講上の障壁としては、①通学や、入室に関する物理的又は心理的な障壁、②配布資料・投影資料・講義音声等に関する情報障壁、③受講機会の制約（時間によらず視聴可能なオンデマンド授業、通学負担の消失等による）などが挙げられる。

実際、対面授業が再開されてくると、オンラインでの受講を配慮として希望するケースが顕著に増えてきている。表1に、対面授業が8割程度となった2021年度の広島大学の配慮依頼内容に占めるオンライン関係の事項の割合を示す。オンライン受講上の配慮である、マイク・カメラやビデオ映像のOFF（音声のみによる受講）は微減又は減少しているのに対して、オンライン（同時双方

表1：2021年度の広島大学の配慮依頼内容（オンライン関係）

	オンラインでの 受講を検討	オンデマンドで 資料・教材配布	マイク・カメラを オフでの受講許可	ビデオオフでの 受講許可※
前期（全538件）	39（7.2%）	32（5.9%）	83（15.4%）	17（3.2%）
後期（全604件）	90（14.7%）	46（7.6%）	81（13.4%）	8（1.3%）

※ 眼精疲労など、長時間PCの画面を見続けることが困難な場合に、ビデオ映像をオフにして受講することを許可する。

向) 受講やオンデマンド受講については顕著に増加している。オンライン受講であれば受講できている学生が相当数おり、対面授業の増加とともに表面化してきているという現状がうかがえる。

一方、授業の急激なオンライン化により新たに生じた受講障壁としては、①情報量の増大による受講障壁(情報過多)、②相談機会・助言を受ける機会の減少(友人、先輩、教員、職員等)、③時間管理・スケジュール管理・自己管理の困難、などの問題が見られる。新たな受講障壁①②に関しては、障害学生だけの問題ではなく改善が進んでいると考えられるが、③については、現状ではオンライン授業の比率が増えるとともに顕在化する可能性がある。広島大学では③に関する個別支援として、対面又はオンラインでの定期面談に加えて、自習スペースの提供を行なっている。時間と場所を決めて定期的に学習できる自習支援の需要は学生チューター制度の需要増加と並んで、コロナ禍以前から需要増の傾向があったが、コロナ禍で授業のオンライン化が進み自宅で学習する機会が増えたことでニーズの増加傾向はより顕著になっている。

Ⅲ. 学生チューター制度の活用

ここでは、支援コーディネーターと相互補完的に助言業務を担い学生メンター的な役割を果たしている広島大学の学生チューター制度について、その内容と特色を整理する。

1. 支援の検討

支援は、所属学部支援申請を行っている学生(以下、利用学生)を対象として実施される。助言者・補助者として学生チューターを検討するのは主に、学外実習(教育実習)、専門科目、実験・実習科目、卒業研究など、科目に関する専門的な知識や技術が必要であり、授業担当教員など関係教職員が実施できる合理的配慮・教育的配慮の範疇では、その効果が限定的であるケースである。多様性対応や支援スキルを持つ学生を育成するには、ある程度の時間を要する。ピンポイントでアカデミックスキルに長けた学生を、学生メンター

として雇用できる制度として学生チューター制度を開始した。広島大学では、その利点を活かして学生チューター制度を柔軟に運用している。これまでに検討・実施した支援には以下のようなものがある。

- ① 学外実習(教育実習等)に関する事前指導と助言
 - ② 卒業研究・卒業論文作成に関する情報提供・助言
 - ③ 受講やレポート作成に関する助言(情報の取得、形式など)
 - ④ 指導教員とアクセシビリティセンターの情報共有の仲介
 - ⑤ 実験科目における、利用学生の作業補助
- ①②③については、支援コーディネーターが間に入るなど介入するケースが多く、④は支援コーディネーターの補佐的要素が大きく、⑤についてはTAや学生サポーターの業務に近い。

2. 支援実施までの流れ

1) 支援ニーズの把握と支援内容の決定

アクセシビリティセンターでは、支援コーディネーターが定期的に面談を行い、支援ニーズの把握に努めている。自分自身の困りごとを認識し整理することが困難な学生もおり、また支援内容に修正が必要な場合もあるため、定期的に確認し支援の準備、利用学生や関係教職員との調整などを行っている。

2) マッチング

困りごとを言葉にして人に相談することが不得手な学生で、専門性の高い授業・ゼミ・研究・実習等に関する学習支援や予習・準備に関する支援を必要としているケースでは、①教職員による助言・配慮・調整、②支援コーディネーターによる助言・調整、③学生チューターの手配、等の対応が検討される。学術的な知識を要する助言や履修経験に基づく助言が必要で、①②の対応で履修状況の改善が限定的となる可能性がある場合は、学生チューターの手配を利用学生に提案し、利用学生に制度利用と人選の範囲(学生チューターの所属、学年、人物像等)に関する合意が取れれば、

利用学生の所属する学部・研究科に候補者の推薦を依頼している。

3) 事前説明・日程調整

学生チューターの候補となった学生には、アクセシビリティセンターから、支援内容、雇用の条件、注意事項などを事前に説明し、学生の同意が得られれば採用となる。利用学生が、自分の状況を周囲の学生に知られたくないケースもあるため、「情報の取扱い」を含めた業務上の留意事項については事前に説明、確認しておくことが重要である。

4) 支援の実施

実験科目など授業中の支援については、授業担当教員の采配のもとで作業補助などの支援を実施する。学生チューターが利用学生に助言を行う支援では、利用学生本人の状態に合わせて、支援コーディネーターが同室または同席または仲介して支援を実施する。

5) 事後報告

学生チューターは、実施した支援内容、時間をアクセシビリティセンターに報告する。また、利用学生及び学生チューターに聞き取りを行い、支援の状況や課題を把握し、双方へのフォローを行う。

3. 支援の成果と課題

実験科目での作業補助などのケースでは、支援内容が明確である場合が多いため支援は概ねスムーズに進む場合が多く、ノウハウも蓄積されつつある。一方、学習上の助言など、面談形式で行う支援に関しては、情報の整理ができた、課題への取り組み方を具体的に知ることができた、などの成果が得られている。

一方で課題としては、次のようなことが挙げられる。

1) 必要な支援ニーズの把握

在学中に修学上の障壁が顕わになった学生の場合、卒業が危うくなる等、かなり切迫した状況で支援につながるケースも少なくない。利用学生が自分自身の困難さを把握・整理し支援ニーズを

伝えることは非常に重要であるが、切迫した状況で支援につながる学生は支援ニーズについて整理できていない事が多く、効果的な支援の開始までにさらに時間を要することもある。状況が切迫する前に、利用学生本人又は関係する教職員が支援ニーズに気づき、多様な学生が気軽に学習支援を利用できる環境整備が必要である。

2) コミュニケーション上の困難さ

利用学生にコミュニケーションの困難さがあり、学生チューターと直接話をするのが難しい場合は、支援コーディネーターを介した間接的な支援となる。間接支援の場合は、仲介が入る分タイムラグも生じやすくなるが、利用学生と助言者の間のギャップを埋める時間と労力が縮小し履修状況の改善も進む傾向がある。間接支援には、利用学生・学生チューター双方の精神的な負担を軽減できるという側面や、支援コーディネーターがつぶさに学習上の障壁と改善状況についてモニターできるメリットもある。タイムラグの問題については、支援のデジタル化により時間短縮することが可能であると考えられるが、より重要なのは仲介者を要しない支援に移行することであるとされる。そのためには、支援コーディネーターがノウハウを蓄積するとともにマニュアル化するなど、支援コーディネーターの能力に負う部分を最小化していく工夫が必要であろう。

3) 学生チューター人材の確保

①利用学生と学生チューター候補との関係性の問題や、②学生チューターに係る負担への懸念、③専門性が高いため研究分野の問題等で候補者がいない、などで、学生チューター人材の確保が困難な場合がある。②については過度な負担にならないよう配慮されているが、候補者本人も卒論や修論を控えた大事な時期である場合もあり、指導教員が難色を示すケースもある。恒常的にアカデミックスキルに長けた支援者を確保できる制度設計も必要である。

4) 時間的制約

近年は、在学途中に単位数の不足、卒業研究、就職活動などをきっかけに困難さに気づき支援申請に至るケースも増えてきている。このような切迫した状況で学習支援を必要とする学生の場合は、支援の準備から実施までの時間的な制約が課題となる。学習に関する助言者の手配が効果的な支援である場合も、厳しい時間的制約がある中では十分に機能しない場合もある。ニーズの増加に対応できるよう、少しでも早く支援を開始できる環境整備が必要である。支援申請に抵抗がある、診断書等の取得に時間を要するなど、支援開始までに時間を要するケースもある。障害の有無は明らかではなくても、社会的障壁の所在が明らかであれば（障害の有無に限らず）、教育的配慮として学習支援を開始できるような制度設計が必要である。

4. オンライン授業の増加による影響

IIの2で述べたように、広島大学では、時間管理・スケジュール管理・自己管理などに困難さを抱える利用学生に対して自習スペースを提供する、自習支援を行なっている。自習支援においては、時間と場所を決めて定期的に来室すること、定期面談や、開始前の支援コーディネーターの声かけにより、その日の学習計画を確認することで、スムーズに学習に取り組むことができるなどの点がメリットとして聞かれ、利用学生は増加傾向にある。特に、コロナ禍で授業のオンライン化が進むとともに、通学による制約や受講機会、受講時間の制約が減少したことにより逆に、時間管理や自己管理の困難さが顕著に現れるようになったケースもあり、自習支援のニーズ増加につながっている。学内には、図書館などの施設や、全学生が利用可能な自習スペースが設置されているが、上記のような困難さについては、スペースの確保だけでは継続的な利用に至らない場合が多く、学習計画の確認や声かけをする監督者がいることが重要であると考えられる。スケジュール管理や、見通しを立てて計画的に対処・行動することに困難さがある学生の支援需要が増えている現状を見

ると、対面授業に戻った後も、定期的な時間の確保とスペースの提供、声かけなど、自習支援の需要は今後も増加するものと思われる。

現在は、支援コーディネーターが利用学生への声かけなどを行なっているが、需要の増加に対応するためには限界がある。学生チューター制度は、自習支援にも活用できる可能性があり、組み合わせることで支援者を確保するなど検討していく必要がある。

IV. まとめ

本稿では、大学における支援障害学生数の推移について実態調査の結果をもとに整理し、また広島大学の事例をもとに、近年需要が増加している合理的配慮のための助言者について議論した。近年は、発達障害や精神障害、病弱・虚弱の支援障害学生数が顕著に増加しており、その傾向はしばらくは続くものと予想される。支援障害学生の増加とともに、合理的配慮の需要は増えているだけでなくその内容も多様化してきている。多様化するニーズの中でも特に、授業、研究活動などに関する情報面・学習面の助言、実験や実習科目など専門的知識や技術を必要とする授業の補助など、アカデミックスキルに長けた助言者・補助者の支援需要は増加傾向にある。広島大学で実施している学生チューター制度では、学部・研究科から推薦を受けた、アカデミックスキルに長けた学生を助言者・補助者として雇用し、学習上の助言や作業の補助を行なっている。学生チューターは、実験や実習の補助など、その分野の専門的な知識・技術を持っていることだけでなく、近い立場の学生だからこそこできる助言が有益な助言となりうるものがわかってきている。発達障害・精神障害のある支援障害学生が増加し、情報の取捨選択や情報整理、スケジュール管理、学習への取り組み方、卒業研究など長期間の見通しを立てて学習するといった困難さに関する支援需要が増えている現状を考えると、助言者としての支援者活用の場面は、今後も多くなってくると考えられる。ただ、実際の支援実施に当たっては、コミュニケーションへの配慮が重要であり、アクセシビリティセンター

では、支援コーディネーターが利用学生と学生チューターの間を仲介しマネジメントすることで支援を行っているケースが多い。このようなケースでは、学生チューターが直接助言を行う場合に比べてタイムラグが生じやすく、支援が制限される可能性がある。今後、需要の増加に対応していくためには、支援ニーズの的確な把握、効率的なマネジメント方法について議論していく必要があると考えられる。支援ニーズを、必要な時に的確に把握するためには、支援コーディネーターとの定期面談などを通して、自身の困りごとを認識し言葉で伝えることが難しい利用学生に対して、限られた時間で本人の困りごとを整理し効果的な支援を考えることが重要である。これまでの対応事例をもとにノウハウを蓄積し、必要な支援を提案できるようなシステムを整備していくことが重要だと思われる。また、学生に関わる教職員が早期に支援ニーズに気づき、必要な支援リソースにつながるができるよう、制度の理解や周知も含め環境を整備していく必要があると考えられる。効率的なマネジメントを行うためには、アカデミックスキルを持つ支援者の人材育成や、支援コーディネーターの役割をよりシステム化するなどを検討することも必要だと考えられる。近年、学習面に関する支援を必要とする学生は増加しているが、切迫した状況で支援ニーズについて整理できていないまま支援につながるために、支援をスムーズに開始することが難しいケースも多い。教育的配慮としての学習支援を活用できるよう、制度設計が必要である。

また、コロナ禍における授業のオンライン化により、支援障害学生の支援ニーズにも変化が見られる。オンライン化に伴い、自宅等でオンライン授業を受講し続けることが難しいケースがあることが新たな課題として明らかになってきた。このような状況に対して、定期的に自習スペースを提供し、スケジュールや進捗に関する助言を行う自習支援を活用するケースが増加している。自習支援においては、スペースおよび時間の確保だけでなく、適切な助言や監督を行う支援コーディネーターの存在が大きな役割を果たしている。今後見

込まれる需要の増加に対応していくためには、学生チューター制度も活用し、声かけや助言といった役割を担う人材を確保していくことが必要であると考えられる。

参考文献

- 1) 外務省：障害者の権利に関する条約. https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html
- 2) 内閣府：障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針. <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>
- 3) 独立行政法人日本学生支援機構：大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書. 2020. https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/index.html
- 4) 独立行政法人日本学生支援機構：「令和2年度（2020年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」結果における障害学生数の減少等について. https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/_icsFiles/afieldfile/2021/10/18/decrease_in_2020.pdf
- 5) 岡田菜穂子, 山本幹雄, 山崎恵里, 他：大学における「アクセシビリティ支援者」の派遣とその課題 — 広島大学の事例より —, 総合保健科学, 30: 83-91, 2014.
- 6) 山本幹雄, 岡田菜穂子, 山崎恵里, 他：大学におけるアクセシビリティ支援者の育成と人材活用— 広島大学の事例から —, 総合保健科学, 30: 75-82, 2014.
- 7) アクセシビリティリーダー育成プログラム：アクセシビリティリーダー育成協議会. <https://al-pc.jp/web/>
- 8) 山本幹雄, 坂本晶子, 山崎恵理, 他：大学教育における合理的配慮のコモディティ化に関する考察— 広島大学の事例から —, 総合保健科学, 34: 49-58, 2018.

- 9) 下中村武, 鈴木大輔, 田島晶子, 他: オンライン環境における障害学生支援の実践, 基幹教育紀要, 7: 155-174, 2021.
- 10) 村田淳, 辻井美帆, 寫田裕子, 他: コロナ禍における障害学生支援専門部署の対応について—京都大学学生総合支援センター障害学生支援ルームの実践—, 京都大学学生総合支援センター紀要, 50: 47-55, 2021.
- 11) 独立行政法人日本学生支援機構: 「令和2年度障害のある学生への修学支援における学生本人による効果評価関する調査研究 (プロジェクト研究)」
https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_project/2020project/index.html
- 12) 熊谷晋一郎: 遠隔授業における情報保障, 第3回 4月からの大学等遠隔授業に関する取組状況共有サイバーシンポジウム, 2020.
https://www.nii.ac.jp/news/upload/20200410-9_Kumagai.pdf
- 13) 田中真理, 横田晋務: オンライン授業における合理的配慮について, 第4回 4月からの大学等遠隔授業に関する取組状況共有サイバーシンポジウム, 2020.
https://www.nii.ac.jp/news/upload/20200417-8_Tanaka.pdf
- 14) 白澤麻弓: 聴覚障害学生の参加を支援するオンライン授業のあり方, 第23回 4月からの大学等遠隔授業に関する取組状況共有サイバーシンポジウム～遠隔・対面ハイブリッド講義に向けての取り組み, 2020.
<https://www.nii.ac.jp/event/upload/20201225-05-Shirasawa.pdf>